

事務所便り

平成28年8月号
平成28年8月22日

税理士法人 鎌田総合事務所
鎌田公認会計士事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

オリンピックも閉会式を迎えるころとなりました。
現地時間は、こちらの視聴時間とぴったり12時間差。日本の真裏がブラジルであるというのを、実感しつつ、テレビ視聴し、素晴らしい力技に圧倒される日々でした。

消費税免税のしくみ:新たに設立した法人を中心に 税理士 鎌田 ふくみ

消費税は、当課税期間の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下の場合には、納税義務が免除されます。

例えば、当期の課税売上高が1,000万円を超えていても、基準期間の課税売上高が1,000万円以下なら当期は免税事業者です。

新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人については、**設立1期目と2期目**は、基準期間が存在しないため、**原則として免税事業者**となります。

ただし、基準期間がない法人であっても、以下のような例外があります。

1. 当事業年度開始の日における**資本金の額または出資の金額が1,000万円以上**である法人は、**課税事業者**になります。
2. 当課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、「**特定期間**」の課税売上高が**1,000万円を超えた場合には**、当課税期間から**課税事業者**になります。

☆「**特定期間**」とは・・・

個人事業者：その年の前年の1月1日～6月30日

法人：その事業年度の前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

従って、法人（資本金1,000万円未満）設立2期目の消費税については、1期目の事業年度開始の日以後6ヶ月の期間における課税売上高または給与等支払額が1,000万円を超える否かが重要です。超えれば、課税事業者になります。

ただし、この場合にも「**短期事業年度**」の特例があります。「**短期事業年度**」となる**前事業年度は特定期間になりません**。

☆「**短期事業年度**」とは次のいずれかに該当する前事業年度をいいます

- ①前事業年度が7ヶ月以下である場合
- ②前事業年度が7ヶ月超8ヶ月未満の場合であり、前事業年度開始の日以後6ヶ月の期

